

## 沼田市小規模工事等契約希望者登録要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、沼田市が発注する小規模な工事及び修繕（以下「小規模工事等」という。）の受注機会の拡大を図るため、登録に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象となる小規模工事等)

第2条 小規模工事等とは、その内容が軽易であって、履行の確保が容易であると認められるもののうち、1件の予定価格が130万円以下のものとする。

2 小規模工事等に該当する契約希望業種分類は、別表のとおりとする。

### (小規模工事等の受注者)

第3条 小規模工事等を受注できる者は、原則として、沼田市契約規則（平成17年規則第53号）第2条第2項の競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「競争入札参加資格者」という。）のほか、この要綱の定めるところにより、小規模工事等希望者として登録された者とする。

### (登録の要件)

第4条 小規模工事等の契約希望者として登録できる者は、沼田市契約規則第2条第1項第1号に該当しない者であって、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 法人の場合にあつては登記簿上の本店を、個人事業者の場合にあつては主たる事業所を本市に有していること。
- (2) 競争入札参加資格者でないこと。
- (3) 契約希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有していること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。

### (登録の申請)

第5条 登録の申請は、沼田市小規模工事等契約希望者登録申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に行うものとする。

- (1) 別表の契約希望業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (2) 市税等の納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 登録の申請時期は、次のとおりとする。

- (1) 定期申請 隔年ごとの1月1日から3月31日までの間に指定する日
- (2) 随時申請 定期申請の行われた年の4月1日から翌年の12月28日まで

(登録)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、申請者が登録を希望する業種ごとに審査を行い、適当と認められる者は、小規模工事等希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

2 登録名簿は、一般に公開するものとする。

3 登録の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 定期申請の登録 当該申請のあった日の属する年の4月1日から2年間

(2) 随時申請の登録 当該申請により登録名簿に登録された日から定期申請の有効期間の終了日まで

(登録事項の変更等)

第7条 登録名簿に登録された者は、登録事項に変更があったとき、又は営業を廃止したときは、沼田市小規模工事等契約希望者登録事項等変更・廃止届（別記様式第2号）を、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録名簿に登録されている者が、次の各号のいずれかに該当するときは登録を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令に違反する不正又は不誠実な行為があったとき。

(3) 申請書又は添付書類の記載事項を偽って記載したとき。

(契約保証金)

第9条 小規模工事等の契約においては、契約保証金を免除する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22・23年度の登録に係るこの告示の規定の適用については、第5条第2項第1号中「1月1日から3月31日まで」とあるのは「4月1日から同月30日まで」と、

同項第2号中「4月1日」とあるのは「5月1日」と、第6条第3項第1号中「4月1日から2年間」とあるのは「5月1日から翌々年の3月末日まで」とする。

別表（第2条関係、第5条関係）

契約希望業種分類表

大分類	小分類（具体的な内容の例示）
建築関係	建築一式、大工、左官、屋根、防水、板金、溶接、塗装、タイル・ブロック・石、ガラス、鍵、内装、建具、畳、フェンス等
土木関係	土木一式、舗装、交通安全施設、防護柵、遊具、造園等
設備関係	給排水衛生、機械器具、空調、ガス、厨房、ボイラー、電気、通信、放送・警報等